

株主各位

大阪府中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワボウホールディングス株式会社
代表取締役社長 野上 義博

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において議案に対する賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するように、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪府中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第105期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第105期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、ポケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、中国市場をはじめとする新興国経済の成長鈍化や資源価格の下落など海外景気の下振れ懸念から輸出や生産に一部弱さがみられましたが、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するとともに、好調な企業収益に支えられた設備投資が持ち直しの動きをみせるなど、総じて景気は緩やかな回復基調を辿りました。

当社グループを取り巻く環境は、企業の好業績を背景にIT投資が堅調に推移するなか、パソコン市場も更新特需の反動が和らぎ徐々に回復の兆しがみられました。また、繊維事業では、衛生材用途でアジアを中心とした海外市場での需要が拡大いたしました。産業機械事業での需要の低迷がありました。全体としては改善基調で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「イノベーション21」第二次計画をスタートさせました。その初年度である当期は、「成長が見込める市場、地域での事業拡大」「顧客価値創造型ビジネスへの進化」「国際マーケットにおけるコーポレートブランドの価値向上」を基本方針に掲げ、新たな成長ステージを目指す事業展開とグループ全体の収益基盤の強化に努めてまいりました。

その結果、当期の連結業績につきましては、連結売上高は5,785億6百万円(前期比123億1千1百万円増)、連結経常利益は96億7千9百万円(前期比17億1千1百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は52億6千6百万円(前期比3億8千万円増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(ITインフラ流通事業)

法人向け市場では、国内IT投資が企業業績の回復を背景に概ね堅調に推移するなか、地域密着の営業活動に注力した結果、首都圏を中心とした民間企業や文教市場向けの受注が伸長するとともに、モバイルデバイスをはじめ周辺機器、ソフトウェアなどの販売が拡大しました。また、前年割れが続いていた主力のパソコン販売でも徐々に回復がみられたことにより、前年を上回る実績となりました。

一方、個人向け市場では、主力商材のパソコンで、タブレットやスマートフォンへの普及もあり買い替えサイクルが長期化しており、新OS登場以降も需要は伸び悩みました。また、周辺機器や家電製品も消費者の購買意欲に改善がみられず、前年を下回る実績となりました。

利益面では、他社との競争激化により厳しい状況で推移しましたが、増収効果もあり、前年を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は4,949億3千9百万円（前期比2.1%増）、営業利益は61億2千7百万円（前期比6.2%増）となりました。

(繊維事業)

合繊部門では、原綿はジャパン・クオリティ商品への高い評価を背景に需要拡大が続く衛生材用途で好調を維持し、不織布製品も除菌関連や新規用途開拓が進むコスメ分野での販売が拡大しました。

また、レーヨン部門では、主力の不織布用原綿が旺盛な需要に支えられ売上を伸ばし、開発力の強化に努めた衣料用機能性原綿や対米向け防災素材も収益を拡大しました。

樹脂加工部門では、生活資材向けの帆布関連が売上を伸ばし、機能製品部門でも、フィルター商品群の国内向け販売が堅調に推移するなど、ともに前年並みの収益を確保しました。

さらに、衣料製品部門では、カジュアル製品が企画提案型販売の推進により受注を拡大し、インナー製品は、大和紡績香港有限公司を基点とした欧米向け販売や海外生産拠点を活用したプライベートブランド向け販売が好調に推移しました。また、ブランド製品では、専門店への営業強化により子ども向け・スポーツ向けが受注を伸ばしました。

その一方で、海外紡績部門では、混迷が続く現地経済の影響から需要回復には至らず、苦戦を強いられました。

以上の結果、当事業の売上高は660億1千6百万円（前期比6.5%増）、営業利益は28億2千8百万円（前期比110.4%増）となりました。

（工作・自動機械事業）

工作機械部門では、主力の立旋盤について、航空機分野は政府の投資促進策の効果もあり国内需要は堅調に推移し、米国でも新設した販売会社による市場開拓が進みました。しかしながら、オイル・ガス分野は原油価格の下落に伴い米国を中心に売上が落ち込み、中国市場全般においては景気減速の煽りを受け低迷を余儀なくされました。

一方、自動機械部門では、国内外の展示会に新開発のロボット供給装置を搭載した最新鋭のスマートカートナーを出展するなど積極的な販売展開により、設備拡大が続く医薬品分野や生産性向上投資が旺盛な食品・製菓分野を中心に受注が増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は127億8千8百万円（前期比9.5%減）、営業利益は8億2千万円（前期比25.2%減）となりました。

（その他事業）

ゴム部門では、主力のスポンジ分野が海外向けを中心に堅調に推移する一方、エンジニアリング部門では、設計から施工までの一貫したサポート体制の構築を推し進め、またホテル部門では、海外からの宿泊者向けのサービス向上に取り組み、それぞれ収益確保に努めました。

以上の結果、当事業の売上高は47億6千1百万円（前期比7.0%減）、営業利益は1億3千3百万円（前期比275.2%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当期の設備投資は、繊維事業における不織布設備の増強を中心に、投資金額は28億9百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

（3）資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は111億5千万円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 102 期 (平成25年3月期)	第 103 期 (平成26年3月期)	第 104 期 (平成27年3月期)	第 105 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	513,469	634,687	566,194	578,506
経 常 利 益(百万円)	5,027	10,571	7,968	9,679
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,447	4,528	4,886	5,266
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	13円04銭	24円16銭	25円91銭	27円77銭
総 資 産(百万円)	232,077	255,718	235,359	245,747
純 資 産(百万円)	44,277	48,938	54,834	57,031
1 株 当 たり 純 資 産 額	234円46銭	257円93銭	287円12銭	296円81銭

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75498口)が所有する当社株式を含めております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、景気は回復基調を保っているものの、為替相場や株式市場が不安定な情勢の影響を受け、設備投資の抑制や個人消費の低迷など、景気を支えしていた国内需要の推進力低下に加え、新興国での経済減速の進行による海外経済の一段の下振れが懸念され、極めて不透明な状況にあります。

こうしたなか、当社グループは昨年4月からスタートさせた中期経営計画「イノベーション21」第二次計画のもと、計画第2年度の事業方針として、「戦略的なパートナーとの協業とサプライチェーンの構築によるグローバルな成長市場・地域での事業領域の拡大」「市場創造型マーケティングやグループの優位性のある独自機能を強化した顧客価値創造型企業への進化」「変革突破力、価値創造力、コミュニケーション力を備え、成長戦略を切り拓き、新たなステージに挑戦できるグローバル人材の育成」を掲げ、さらなる連結企業価値の向上に努めてまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、主力のパソコン市場では旧OS搭載パソコンの更新需要の反動による低成長が続くものの、マルチベンダー・ワンストップサービスなどの従来からの強みを活かしたタブレット・スマートフォンを含めた端末の拡販に拘り、ディストリビューターとしての地位を確固たるものとするべく、既存事業の強化を進めてまいります。また、全国の営業拠点を駆使した地域密着の販売活動とビジネスパートナーとの協業体制をさらに深化させ、モバイル・クラウド・教育ICT化・SIMフリーなどの成長市場の変化を的確に捉え、スピーディーな構造改革とシステム投資の実践により、新たなマーケットの創造と販売シェアの拡大に努めてまいります。

繊維事業においては、合繊部門では旺盛な衛生材分野の需要に対応するため、外部企業とのアライアンスを進めながら国内生産基盤の増強を図るとともに、マーケティングと連動した開発を加速させ、インドネシアにある生産拠点を中心にアジア市場における事業拡大に取り組んでまいります。また、レーヨン部門ではグループ協業体制の構築による機能性レーヨンの開発強化と顧客との取組みによる川下戦略の展開により、国内外において事業領域の拡大を図ってまいります。さらに機能資材部門では、インフラ投資が進み資材需要が高まるアセアン地域に対して、国内外の生産・販売拠点の連携による地産地消ビジネスの展開を推進するとともに、生活・環境などの成長分野への販売を強化してまいります。一方、衣料製品部門では、産学連携による独自素材の開発やグループ各社が保有する機能性素材

の活用により新市場・新商品の創出を進めるとともに、海外生産拠点の再編や大和紡績香港有限公司を基点とした海外販売の強化により安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門では、主力の長岡工場の生産体制の見直しと技術・技能伝承のための人材育成により現場力向上を推し進め、品質安定・コスト削減・納期短縮を図り、収益拡大に努めてまいります。また、グローバル展開の加速に対応すべく、成長が見込める北米地域においては、昨年設立した販売会社を軸に合弁パートナーとの戦略的連携を強化し、重点市場である航空機分野への販売拡大に取り組んでまいります。さらに、自動機械部門では、積極的な国内外の展示会等への新開発機の出展を通じて、ジャパン・クオリティの追求により自社ブランドを浸透させ、医薬品・食品・製菓分野を中心に販売を拡大してまいります。

また、当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しており、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とより最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、尚一層の自己変革に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大 和 紡 績 株 式 会 社	100	100.0	株式または持分の保有による事業活動の支配、管理
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ノ イ 株 式 会 社	100	100.0	繊維製品の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ プ ロ グ レ ス 株 式 会 社	100	100.0	産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ポ リ テ ッ ク 株 式 会 社	310	100.0	合繊綿・不織布の製造、販売
カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社	1,020	100.0	綿・化合繊布等の染色、樹脂防水加工
ダ イ ワ ボ ウ レ ヨ ン 株 式 会 社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨンの製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ア ド バ ン ス 株 式 会 社	80	100.0	衣料品の販売
大 和 紡 観 光 株 式 会 社	50	100.0	ホテル業
ダ イ ワ ボ ウ エ ス テ ー ト 株 式 会 社	30	100.0	不動産の賃貸借、管理
株 式 会 社 オ ー エ ム 機 械	100	100.0	自動機械の製造、販売
大 和 紡 績 香 港 有 限 公 司	5,000千HKドル	100.0	繊維製品等の販売促進、販売
ダ ヤ ニ ・ ガ ー メ ン ト ・ イ ン ド ネ シ ア	2,400千USドル	56.3	衣料品の縫製
ダ イ ワ ・ ド ・ ブ ラ ジ ル	(出資金) 43,800千リアル	97.3	綿紡績
蘇 州 大 和 針 織 服 装 有 限 公 司	(出資金) 5,498千USドル	76.7	衣料品の縫製
ダ イ ワ ボ ウ ・ イ ン ダ ス ト リ ア ル ・ フ ァ ブ リ ッ ク ス ・ イ ン ド ネ シ ア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ・ ノ ン ウ ー プ ン ・ イ ン ド ネ シ ア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、大和紡績光株式会社、ダイワボウエステート株式会社、大和紡績香港有限公司の議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
4. ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウポリテック株式会社の所有に係る間接保有であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市中央区本町3丁目2番5号	42,736百万円	104,454百万円

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
織 維 事 業	化合繊綿、不織布製品、産業資材関連製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
工作・自動機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
そ の 他 事 業	ゴム製品製造販売業、ホテル業、不動産業、ゴルフ場業、保険代理店業、エンジニアリング業

(注) 当連結会計年度より、従来の事業区分である「化合繊・機能資材事業」と「衣料品・生活資材事業」を統合して、「繊維事業」としております。

(8) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市
東 京 事 務 所	東京都中央区
ジャカルタ事務所	インドネシア

② 子会社

名 称	事業所名	所 在 地	主 要 製 品
ダイワボウ情報システム株式会社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 社	東 京 都 品 川 区	
	支店・営業所	全 国 9 0 拠 点	
大 和 紡 績 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区	
	長 岡 工 場	新 潟 県 長 岡 市	工作機械
ダイワボウノイ株式会社	本 社	大 阪 市	
	東京オフィス	東 京 都 中 央 区	
ダイワボウプログレス株式会社	本 社	大 阪 市	
	出 雲 工 場	島 根 県 出 雲 市	産業用資材
	和 歌 山 工 場	和 歌 山 県 日 高 郡	産業用資材
	明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市	工業用スポンジ
ダイワボウポリテック株式会社	本 社	大 阪 市	
	播 磨 工 場	兵 庫 県 加 古 郡	合繊綿
	美 川 工 場	石 川 県 白 山 市	不織布
	益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	不織布
カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	
	福 井 工 場	福 井 県 鯖 江 市	樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	本 社	大 阪 市	
	益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	レーヨン綿
ダイワボウアドバンス株式会社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	
株 式 会 社 オ ー エ ム 機 械	本 社	東 京 都 台 東 区	
	大 阪 支 店	大 阪 市	
	宍 道 工 場	島 根 県 松 江 市	自動機械
大 和 紡 績 香 港 有 限 公 司	本 社	中 国	
ダヤニ・ガーメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワ・ド・ブラジル	本社・工場	ブ ラ ジ ル	紡績糸
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中 国	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
6,294名	10名増

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,174
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,254
株式会社みずほ銀行	3,906
農林中央金庫	3,218
株式会社山陰合同銀行	2,290

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金残高には、従業員持株ESOP信託による借入金285百万円が含まれております。従業員持株ESOP信託は、会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、ここに記載しております。従業員持株ESOP信託については、「2. 会社の株式に関する事項 (5) その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 192,712,926株
 (3) 株主数 18,157名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,473	3.88
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,161	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	6,143	3.19
ダ イ ワ ボ ウ 従 業 員 持 株 会	6,026	3.13
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,915	3.07
河 合 裕	5,523	2.87
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	4,414	2.29
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,000	2.08
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,172	1.65
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	3,136	1.63

(注) 持株比率は、自己株式 (255,490株) を控除して計算しております。
 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株E S O P信託口・75498口)
 所有の当社株式2,265,000株は自己株式には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(従業員持株E S O P信託)

当社は、平成23年11月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定しました。

① E S O P信託導入の目的

当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識をさらに高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、従業員へのインセンティブ・プランであるE S O P信託を導入しました。

② E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ダイワボウ従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

③ 信託契約の概要

- | | |
|-------------|---|
| (ア) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| (イ) 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給および受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| (ウ) 委託者 | 当社 |
| (エ) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| (オ) 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| (カ) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (キ) 信託契約日 | 平成24年5月14日 |
| (ク) 信託の期間 | 平成24年5月14日～平成29年7月20日 |
| (ケ) 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する。 |
| (コ) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (サ) 取得株式の総額 | 949百万円 |
| (シ) 株式の取得期間 | 平成24年5月18日～平成24年7月12日
(なお、平成24年6月25日～29日は除く。) |
| (ス) 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	阪 口 政 明	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役
代表取締役社長 社長執行役員	野 上 義 博	ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長
代表取締役 専務執行役員	北 孝 一	経営企画室、知的財産室、監査室、秘書室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長
取締役 専務執行役員	大 森 博	産業機械事業統括 株式会社オーエム製作所 取締役社長
取締役 常務執行役員	安 永 達 哉	ITインフラ流通事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役
取締役 常務執行役員	門 前 英 樹	繊維事業統括 大和紡績株式会社 専務取締役 ダイワボウポリテック株式会社 取締役社長
取締役 常務執行役員	山 村 芳 郎	財務IR室、人事総務室、法務コンプライ アンス室担当 大和紡績株式会社 取締役 株式会社オーエム製作所 取締役 ダイワボウアソシエ株式会社 取締役社長
取締役 常務執行役員	佐 脇 祐 二	財務IR室、人事総務室、法務コンプラ イアンス室副担当 株式会社オーエム製作所 常務取締役
取 締 役	平 田 知 之	
取 締 役	幸 後 和 壽	
常 勤 監 査 役	金 屋 悦 二	大和紡績株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	小 川 仁 司	
監 査 役	藤 木 久	弁護士 佐川急便株式会社 監査役
監 査 役	植 田 益 司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 監査役 澤田真史氏は、平成27年6月26日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 2. 取締役 平田知之、幸後和壽の両氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役 藤木 久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
 4. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
6. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取（う）ち（社）外（取）締（役）	10 (2)	100 (14)
監（う）ち（社）外（監）査（役）	6 (3)	40 (12)
合 計	16	140

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役 藤木 久氏は、佐川急便株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 取締役 平田知之氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち11回に出席しております。また、海外現地法人の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
 - ・ 取締役 幸後和壽氏は、就任後開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。また、他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
 - ・ 監査役 藤木 久氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席しております。また、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
 - ・ 監査役 植田益司氏は、就任後開催の取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席しております。また、主に公認会計士・税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分の理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

- (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
 - ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
 - ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
 - ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度の採用により、取締役会の機能を戦略の立案、業務執行の監督に特化し、執行役員にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にする事により、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
 - ② 当社グループは、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会や定期的開催する執行役員会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
 - ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定する。
- (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
 - ② 当社グループの事業ドメイン別の事業運営に関して責任を負う取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、持株会社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
 - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (7) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、事業会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載やカードにして携行させるなど、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を6カ月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。
- (8) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様のご自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいいがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、I Tインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構

造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営3カ年計画

当社は平成27年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」第二次計画をスタートさせました。本中期経営計画では「成長が見込める市場、地域での事業拡大」「顧客価値創造型ビジネスへの進化」「国際マーケットにおけるコーポレートブランドの価値向上」を基本方針に掲げ、新たな成長ステージを目指す事業展開とグループ全体の収益基盤の強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために、買付者等および当社の双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものであります。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企

業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成27年5月8日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

- (4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではありません。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(3)に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成27年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続されたものです。また、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア．独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ．合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ．デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	184,451	流 動 負 債	152,464
現金及び預金	16,282	支払手形及び買掛金	115,989
受取手形及び売掛金	127,196	短期借入金	21,924
商品及び製品	26,568	未払法人税等	2,480
仕掛品	3,284	賞与引当金	2,428
原材料及び貯蔵品	2,016	役員賞与引当金	65
繰延税金資産	1,812	製品保証引当金	236
その他	7,619	その他	9,340
貸倒引当金	△329	固 定 負 債	36,251
固 定 資 産	61,296	長期借入金	21,454
<u>有 形 固 定 資 産</u>	<u>44,367</u>	繰延税金負債	2,702
建物及び構築物	10,411	退職給付に係る負債	8,150
機械装置及び運搬具	8,270	預り保証金	3,449
土地	24,028	その他	495
その他	1,657	負 債 合 計	188,716
<u>無 形 固 定 資 産</u>	<u>7,064</u>	純 資 産 の 部	
のれん	4,572	株 主 資 本	58,202
その他	2,492	資 本 金	21,696
<u>投資その他の資産</u>	<u>9,864</u>	資 本 剰 余 金	7,887
投資有価証券	6,827	利 益 剰 余 金	29,007
退職給付に係る資産	227	自 己 株 式	△389
破産更生債権等	193	その他の包括利益累計額	△1,752
繰延税金資産	503	その他有価証券評価差額金	943
その他	2,428	繰延ヘッジ損益	△130
貸倒引当金	△316	為替換算調整勘定	△1,825
資 産 合 計	245,747	退職給付に係る調整累計額	△739
		非支配株主持分	580
		純 資 産 合 計	57,031
		負 債 、 純 資 産 合 計	245,747

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 残高	21,696	7,887	24,896	△552	53,928
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,154		△1,154
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,266		5,266
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				163	163
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,111	162	4,274
平成28年3月31日 残高	21,696	7,887	29,007	△389	58,202

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年4月1日 残高	1,663	85	△1,509	123	362	543	54,834
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,154
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,266
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							163
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△720	△215	△315	△862	△2,114	37	△2,077
連結会計年度中の変動額合計	△720	△215	△315	△862	△2,114	37	2,197
平成28年3月31日 残高	943	△130	△1,825	△739	△1,752	580	57,031

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	8,809	流 動 負 債	39,553
現金及び預金	5,909	短期借入金	37,158
前払費用	25	未払金	509
繰延税金資産	112	未払費用	18
短期貸付金	509	未払法人税等	1,498
未収入金	2,029	未払消費税等	18
その他	222	前受金	73
固 定 資 産	95,645	預り金	260
<u>有形固定資産</u>	<u>131</u>	賞与引当金	18
建物	9	固 定 負 債	19,875
車両運搬具	12	長期借入金	15,100
工具器具及び備品	109	繰延税金負債	3,970
<u>無形固定資産</u>	<u>25</u>	退職給付引当金	734
電話加入権その他	25	その他	70
ソフトウェア	0	負 債 合 計	59,429
<u>投資その他の資産</u>	<u>95,488</u>	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,147	株 主 資 本	44,749
関係会社株式	78,549	資本金	21,696
出資金	15	資本剰余金	8,591
関係会社出資金	845	資本準備金	8,591
長期貸付金	13,878	その他資本剰余金	0
その他	82	利 益 剰 余 金	14,851
貸倒引当金	△30	利益準備金	274
資 産 合 計	104,454	その他利益剰余金	14,577
		繰越利益剰余金	14,577
		自 己 株 式	△389
		評価・換算差額等	275
		その他有価証券評価差額金	275
		純 資 産 合 計	45,025
		負 債 、 純 資 産 合 計	104,454

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

		百万円
営	業 収 益	5,325
営	業 費 用	1,242
		4,082
営	業 外 収 益	
	受取利息及び配当金	380
	そ の 他	24
		405
営	業 外 費 用	
	支払利息	395
	そ の 他	74
		470
経	常 利 益	4,017
特	別 損 失	
	投資有価証券評価損	19
	関係会社株式評価損	126
	関係会社出資金評価損	1,052
	そ の 他	0
		1,199
税	引 前 当 期 純 利 益	2,818
	法人税、住民税及び事業税	398
	法 人 税 等 調 整 額	△65
		333
当	期 純 利 益	2,485

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 計		
平成27年4月1日 残高	21,696	8,591	0	8,591	274	13,246	13,521	△552	43,257
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,154	△1,154		△1,154
当期純利益						2,485	2,485		2,485
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分								163	163
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,330	1,330	162	1,492
平成28年3月31日 残高	21,696	8,591	0	8,591	274	14,577	14,851	△389	44,749

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日 残高	775	775	44,032
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,154
当期純利益			2,485
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			163
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△500	△500	△500
事業年度中の変動額合計	△500	△500	992
平成28年3月31日 残高	275	275	45,025

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月24日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金 屋 悦 二 ㊞

常勤監査役 小 川 仁 司 ㊞

社外監査役 藤 木 久 ㊞

社外監査役 植 田 益 司 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金7円 総額1,347,202,052円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか ぐち まさ あき 阪 口 政 明 (昭和22年10月3日)	昭和46年4月 当社へ入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員に就任 平成27年6月 当社代表取締役会長に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 監査役	136,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成22年から代表取締役社長、平成27年から代表取締役会長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	のがみ よし ひろ 野 上 義 博 (昭和24年12月25日)	昭和48年4月 当社へ入社 平成18年1月 ダイワボウ情報システム株式会 社へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成20年1月 同社常務取締役 平成21年4月 同社取締役社長に就任 現在に至る 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社取締役専務執行役員 平成27年6月 当社代表取締役社長、社長執行 役員に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長	76,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に繊維事業の業務に、また平成18年からはITインフラ流通事業の業務 に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成21年からダイワボウ情報システム株式会 社の取締役社長として経営に携わっております。平成27年からは当社の代表取締役社長 を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有し ていることから、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	北 孝 一 <small>きた こう いち</small> (昭和23年11月3日)	昭和47年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員に 就任 現在に至る 当社監査室担当を委嘱 現在に至る 平成23年6月 当社知的財産室担当を委嘱 現在に至る 平成24年8月 当社秘書室担当を委嘱 現在に至る 平成25年4月 当社経営企画室担当を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長	105,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に経営企画業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成22年から代表取締役専務執行役員および繊維事業を統括する大和紡績株式会社の取締役社長を務めており、事業経営、企画・管理業務に熟知していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	やす なが たつ や 安 永 達 哉 (昭和32年5月21日)	平成元年3月 ダイワボウ情報システム株式会 社へ入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 現在に至る 平成21年4月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 平成27年6月 当社ITインフラ流通事業統括 を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役	53,000株
(取締役候補者とした理由)			
入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成19年からダイワボウ情報システム株式会社の専務取締役、平成27年6月から当社のITインフラ流通事業統括を務めており、その経験や知見を業務執行に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			
5	もん ぜん ひで き 門 前 英 樹 (昭和26年7月16日)	昭和49年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 平成23年6月 当社繊維事業統括を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) 大和紡績株式会社 専務取締役 ダイワボウポリテック株式会社 取締役社長	58,000株
(取締役候補者とした理由)			
入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、またグループにおける繊維事業会社の取締役社長として経営に携わり、平成23年から当社の繊維事業統括を務めており、その経験や知見を業務執行に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	さ かわ き じゅん 佐 脇 祐 二 (昭和34年3月11日)	昭和56年4月 株式会社オーエム製作所へ入社 平成22年6月 同社取締役 平成23年6月 当社執行役員 当社財務IR室、人事総務室、 法務コンプライアンス室副担 当を委嘱 現在に至る 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 株式会社オーエム製作所 常務取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オーエム製作所 常務取締役	26,200株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に産業機械事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成24年か ら株式会社オーエム製作所の常務取締役を務めており、その経験や知見を業務執行に 活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			
7	やま むら よし ろう 山 村 芳 郎 (昭和25年5月3日)	昭和48年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 当社財務IR室、人事総務室、 法務コンプライアンス室担当を 委嘱 現在に至る	73,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に管理部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成22年から財務 IR室、人事総務室、法務コンプライアンス室担当を務めており、その経験や知見を 業務執行に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	こう さい かつ ひさ 幸 後 和 壽 (昭和25年7月20日)	昭和50年4月 徳山曹達株式会社(現株式会社 トクヤマ)へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成21年1月 同社代表取締役社長に就任 平成27年3月 同社代表取締役会長に就任 平成27年6月 当社取締役(社外) 現在に至る	3,000株
(取締役候補者とした理由) 他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただき、引き続き社外取締役候補者となりました。			
※9	ど ち けん いち 土 肥 謙 一 (昭和25年1月28日)	昭和48年4月 住友商事株式会社へ入社 平成16年4月 住商テキスタイル株式会社(現 株式会社スミテックス・インタ ーナショナル)代表取締役社長 に就任 平成19年8月 住商モンブラン株式会社代表取 締役社長に就任 平成27年1月 同社代表取締役社長を退任 現在に至る	0株
(取締役候補者とした理由) 他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため、新たに社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 佐脇祐二氏は、平成28年6月28日付で株式会社オーエム製作所取締役社長に就任予定であります。
4. 幸後和壽、土肥謙一の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は幸後和壽氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、株式会社トクヤマは当社の子会社であるダイワボウレーヨン株式会社の取引先ですが、取引実績は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
6. 当社は土肥謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、住商モンブラン株式会社および株式会社スミテックス・インターナショナルは当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社およびダイワボウノイ株式会社の取引先ですが、取引実績は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
7. 幸後和壽氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

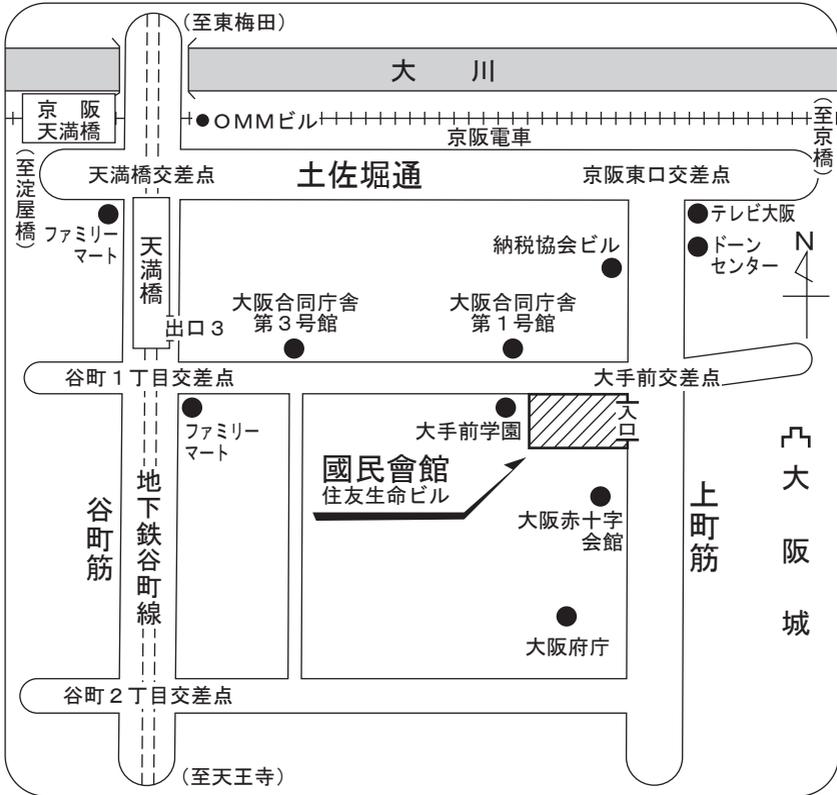
8. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、幸後和壽氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。幸後和壽氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、土肥謙一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(メ 毛)

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図



1. 会場：大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
2. 最寄駅：地下鉄谷町線「天満橋駅」徒歩3分
京阪電車「天満橋駅」徒歩5分